

仕様書

1 業務名

平和記念式典テント設営その他業務

2 履行場所

広島市中区中島町 平和記念公園内

3 委託期間

契約締結の日から令和8年8月21日まで

4 業務内容

- (1) 受注者は、別紙1に掲げるテント等（以下「物品」という。）を調達し、発注者の指定する別紙2の日程により、平和記念公園内（以下「公園内」という。）に搬入を行い、別図1、2により設営を行うこと。
- (2) 受注者は、別紙2の日程により、公園内に設置してある別図2に示すバリカー及びフットライト（撤去前に養生テープ等に位置及び方向の印を付け、バリカー及びフットライトに貼っておくこと。フットライトについては点灯確認を行うこと。）を撤去し、撤去後の穴を養生すること（養生資材は広島市所有）。
また、撤去したバリカー及びフットライトは、受注者がすべて平和記念式典（以下「式典」という。）会場から受注者において確保した倉庫等に搬出し、適切に一時保管すること。
バリカー撤去部については、カラーコーン及びコーンバーにより進入防止の措置を講ずること。
また、式典当日、発注者の指示によりこれを撤去すること。
- (3) 式典終了後、受注者は、設営した物品を別紙2の日程により撤去するとともに、一時撤去したバリカー及びフットライトを所定の位置に戻し、取付けを行うこと。また、フットライトについては点灯確認を行うこと。
- (4) 受注者は、物品の撤去及びバリカー等の取付け終了後、設営エリア内を巡視し、原状復旧の状況を確認すること。また、設営エリア内の清掃を行うこと。
- (5) 式典運営上等の都合で上記業務内容に変更が生じた場合は、双方協議し、発注者の指示により業務を行うものとする。

5 計画書の提出等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書（現場責任者・副責任者の氏名及び緊急連絡先の明記を含む。）を発注者に提出し、その承認を得ること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、次の資料を発注者に提出し、その承認を得ること。ただし、現場の状況や天候等により発注者が別途指示する場合がある。
 - ア 別紙2を基に作成した工程表
 - イ テント横幕 B.1,B.2,B.3 の遮光率、使用用途及び色等が確認できる資料（カタログ、サンプル等）
- (3) 受注者は、業務完了後速やかに、委託業務実施報告書を発注者に提出すること。なお、この報告

書には業務の実施状況を示す写真を添付すること。

- (4) 受注者は、発注者が別途貸与する各設置物の形状及び配置等を示した図面（イラストレーター形式）の修正を行うこと。なお、修正した図面の著作権は、発注者に帰属する。

6 特記事項

(1) クレーン作業等に関すること

ア テントの設置に当たっては、式典会場南側敷石部、中央参道（慰霊碑南側階段下付近は不可）及び東西園路にクレーンを設置し、芝生内の所定の位置に設置すること。撤去時も設置の手順に準じて行うこと。なお、芝生にクレーンを設置してはならないので注意すること。

また、参道及び園路でのクレーン作業の際は、参道及び園路を通行止めとする必要があることから、その作業日程について、発注者と事前協議及び確認を行い、しかるべき通行止めの措置を行うこと（通行止めに伴う警備業務については、別途発注者が行う。）。

イ クレーンの選定に当たっては、十分に安全な吊り荷重、作業半径を確保できるものとし、発注者に承諾を得ること。

ウ 公園内の敷石等を損傷させることのないよう適切かつ十分な養生を行うこと。

エ クレーンの移動に当たっては、既存の建築物（広島国際会議場の地下部分を含む。）に影響を与えないようにするため、発注者にルートを確認すること。

(2) 全体に関すること

ア 作業日時及び注意事項を遵守すること。

イ 昨年度の現況写真を参考の上、業務を行うこと。

ウ 公園内への車両の乗り入れの際は、事前に発注者に連絡するとともに、発注者が交付する許可書を提示すること。

また、公園内では車両を最徐行させるとともに、必要に応じ車両の前方に誘導者を配置するなどの措置を講ずること。

エ 受注者は作業従事者に、発注者が事前に渡す腕章を着用させること（受注者は、事前に作業従事者数を発注者へ連絡すること。）。

オ 公園内への車両の乗り入れ、物品等の積下ろし・積み込み、設置・撤去作業等の際は、常に周囲の状況に注意を払い、事故防止に努めること。

また、大型テント等の設置・撤去の際は、必ずカラーコーン及びコーンバー等により作業エリアとその他を明確に区画すること。

カ 日々の作業終了後は、必ずカラーコーン及びコーンバー等により「立入禁止」区域を明確にし、歩行者等が設置物へ衝突することのないよう措置すること。

キ 8月6日の式典終了後の撤去作業は、午前11時以降に着手すること。また、物品運搬用の大型車両については、午後1時以降に公園内に進入させること。

ク 業務の履行に際し、人に危害を及ぼしたり、工作物等を損傷させた場合は、受注者の責任において補償すること。

ケ 休憩や食事は、公園内の通行人の妨げにならない場所でとり、ごみは公園内のごみ箱に入れることなく持ち帰ること。

コ 仕様書の内容に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
10m角テント (番号0)	10,000× 10,000	張	49	*別に提供する昨年度の写真を参考にし、これと同等以上のものとする こと。 *軒高は2.8mとし、前方の21張は3.8mとする。 *天幕は新品又は新品と同等品とし、白色で統一する。(8m角テント 等も合わせ、天幕の白色がまだらにならないよう注意すること。) *脚がフットライトに当たる部分については、フットライトを一旦撤 去し適切に保管する。テント撤去後には、原状に復旧する。
テンション型 テント (番号20)	10,000× 5,000	張	2	*別に提供する昨年度の写真を参考にし、これと同等以上のものとする こと。 *軒高は3.8mとする。 *天幕は新品又は新品と同等品とし、白色で統一する。(10m角テン ト等も合わせ、天幕の白色がまだらにならないよう注意すること。)
8m角テント (番号32)	8,000×8,000	張	4	*別に提供する昨年度の写真を参考にし、これと同等以上のものとする こと。 *軒高は10m角テントの軒高に近いものとする。 *天幕は新品又は新品と同等品とし、白色で統一する。(10m角テン ト等も合わせ、天幕の白色がまだらにならないよう注意すること。) *東側2張のテントは東側2面に横幕を全面に張り、新品又は新品と 同等品とし、白色で統一する。
テンション型 テント (番号39)	8,000×4,000	張	2	*別に提供する昨年度の写真を参考にし、これと同等以上のものとする こと。 *軒高は10m角テントの軒高に近いものとする。 *天幕は新品又は新品と同等品とし、白色で統一する。(10m角テン ト等も合わせ、天幕の白色がまだらにならないよう注意すること。) *東側1張のテントは東側1面に横幕を全面に張り、新品又は新品と 同等品とし、白色で統一する。
テント横幕 (番号A.1)	10,000× 1,800	張	2	*日よけ用の横幕を地上2,000mm以上で覆うものとし、新品又は新品 と同等品とし、白色で統一する。
テント横幕 (番号A.2)	8,000× 1,800	張	2	*日よけ用の横幕を地上2,000mm以上で覆うものとし、新品又は新品 と同等品とし、白色で統一する。
テント横幕 (番号A.3)	10,000× 2,800	張	2	*日よけ用の横幕を地上2,000mm以上で覆うものとし、新品又は新品 と同等品とし、白色で統一する。
テント横幕 (番号B.1)	10,000× 2,000	枚	2	*位置は東側園路沿いで設営する10m角テントに取り付けるものと する。 *遮光率70%以上とする。 *新品又は新品と同等品とする。
テント横幕 (番号B.2)	8,000×2,000	枚	2	*位置は東側園路沿いで設営する8m角テントに取り付けるものとす る。 *遮光率70%以上とする。 *新品又は新品と同等品とする。
テント横幕 (番号B.3)	4,000×2,400	枚	1	*位置は東側園路沿いで設営するテンション型テント上部に取り付け るものとする。 *遮光率70%以上とする。 *新品又は新品と同等品とする。

【注意事項】

- ※ 10m 角テント設営の際、雨水の落下を防ぐ為、隣のテントとの接合部にはすべて雨樋を設置すること。
また、10m角テントの南側から2列目と3列目は接合せず隙間が広い為、雨樋は、その隙間の幅を覆えるものを設置すること。
- ※ テント横幕について、規格範囲を二面張り以上とする場合は、隙間なく設置すること。
- ※ 柱が3本集まる箇所（1か所）及び4本集まる箇所（19か所）には、専用の雨受け集合1本柱を使用し適切な雨処理を行うとともに、慰霊碑に対しての視界の妨げの度合いを低減させること。
また、隣り合う10mテント同士はボルト等で固定連結し、強風に対する安全性の向上を図ること。
- ※ 8m 角テントについても、隣の8m 角テントとの接合部に雨樋を設置するとともに、テント同士を緊結すること。
- ※ テントの設営に当たっては、ウェイトを設置しワイヤー等で固定するなど強風対策に必要な措置を講ずること。なお、設置したウェイトは白色カバーを装着するなど安全や意匠に配慮すること。

【日 程】

区分	日時	備考
フットライトの撤去	7月17日(金)の設営開始まで	
物品の搬入	7月17日(金)午前9時～	
物品の設営	7月17日(金)～8月3日(月)	
バリカーの撤去	8月3日(月)午後5時まで	
式典前の最終確認及び清掃	8月6日(木)午前5時30分まで	
物品の撤去及び原状復旧状況の確認等	8月6日(木)午前11時～ 8月21日(金)	・10m角テント、8m角テント及びテンション型テントについては、8月7日(金)から撤去を開始すること。

※ 上記日程は変更することがある。変更が生じた場合は別途指示する。